附則第十条第一項各号列記以外の部分中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同項第十号を削り、同条第二項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改める。

附則第十一条第一項各号列記以外の部分中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　原発避難者特例法第二条第三項に規定する避難住民の受入れ等の支援に要する経費（同法第九条第一項の規定により当該市町村が負担する経費を含む。）として総務大臣が調査した額

附則第十一条第一項第三号中「要する経費」の下に「（前号に掲げる経費を除く。）」を加え、同項第十号を削り、同条第二項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十五年度分の特別交付税から適用する。

○総務省令第十三号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十六条第二項及び附則第十三条第一項の規定に基づき、地方団体に対して交付すべき平成二十五年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月十七日

総務大臣　新藤　義孝

地方団体に対して交付すべき平成二十五年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令等の一部を改正する省令

地方団体に対して交付すべき平成二十五年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（平成二十五年総務省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「の合算額」の下に「に、次の各号によって算定した額の合算額を加えた額」を加え、同項に次の二号を加える。

一　別表三の項に掲げる平成二十五年度の東日本大震災復興特別会計補正予算（特第1号）により国が施行する各事業（全国防災事業を除く。）に係る当該団体の負担金の額として総務大臣が調査した額

二　別表四の項に掲げる平成二十五年度の東日本大震災復興特別会計補正予算（特第1号）により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（全国防災事業を除く。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

別表二の項（一）中「第三十六条」を「第二十一条」に改め、別表に次の二項を加える。

三	（一）	砂防法第十四条第二項の規定による負担金
	（二）	土地改良法第九十条第一項の規定による負担金
	（三）	港湾法第五十二条第二項の規定による負担金
	（四）	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第五条の規定による負担金
	（五）	森林法第四十六条第一項の規定による負担金
	（六）	道路法第五十条第一項又は第二項の規定による負担金
	（七）	海岸法第二十六条第一項の規定による負担金
	（八）	高速自動車国道法第二十条第一項の規定による負担金
	（九）	河川法第六十条第一項の規定による負担金
	（十）	東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律第七条第五項の規定による負担金
	（十一）	東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律第五条第二号から第四号までの規定による負担金
四	（一）	森林法第四十六条第二項又は第百九十三条の規定による補助金
	（二）	道路法第五十六条の規定による補助金
	（三）	公立学校施設災害復旧費国庫負担法第三条の規定による負担金
	（四）	地すべり等防止法第二十九条の規定による負担金
	（五）	東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律第六条の規定による補助金
	（六）	東日本大震災復興特別区域法第七十八条第二項の規定による交付金（公営企業に係る事業及び地方公共団体が実施する公的賃貸住宅の建設、買取り又は改善に係る事業に係るものを除く。）
	（七）	福島再生加速化交付金（公営企業に係る事業及び地方公共団体が実施する公的賃貸住宅の建設、買取り又は改善に係る事業に係るものを除く。）
	（八）	公立諸学校建物其他災害復旧費補助金
	（九）	社会福祉施設等災害復旧費補助金
	（十）	海岸保全施設等災害復旧事業費補助
	（十一）	共同利用漁船等復旧支援対策費補助金
	（十二）	漁港施設災害復旧事業費補助
	（十三）	水産基盤整備事業費補助
	（十四）	水産業共同利用施設復旧整備費補助金（公営企業に係る市場事業に係るものを除く。）
	（十五）	水産資源環境整備事業費補助
	（十六）	水産物供給基盤整備事業費補助
	（十七）	治山施設災害復旧事業費補助
	（十八）	農業再生研究拠点整備費補助金
	（十九）	農業用施設災害復旧事業費補助
	（二十）	農山漁村地域整備交付金
	（二十一）	農地災害復旧事業費補助
	（二十二）	林道施設災害復旧事業費補助
	（二十三）	国内立地推進事業費補助金
	（二十四）	地域経済産業活性化対策費補助金
	（二十五）	中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金
	（二十六）	河川等災害関連事業費補助
	（二十七）	河川等災害復旧事業費補助（公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。）
	（二十八）	社会資本整備総合交付金
	（二十九）	都市災害復旧事業費補助
	（三十）	廃棄物処理施設災害復旧事業費補助（公営企業に係る下水道事業に係るものを除く。）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例等に関する省令の一部改正）

第二条　地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例等に関する省令（平成二十三年総務省令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

別表二の項（二）及び五の項（一）中「第三十六条」を「第二十一条」に改める。